

ディスクロージャー分析 ～見積り開示基準とKAMの事例分析～

2023.2.15

当ディスクロージャー分析レポートでは、JPX日経インデックス400（2023年1月末現在）の3月末決算（日本基準）の会社（202社）の2022年3月期の有価証券報告書を対象に、会計上の見積りの開示に関する会計基準で求められる注記とKAM（Key Audit Matter; 監査上の主要な検討事項）との関係について調査を行った。

はじめに

2021年3月期より、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（以下、見積り開示基準）が原則適用され、財務諸表の注記において重要な会計上の見積りの注記が求められることとなった。また、有価証券報告書に付される監査報告書においては、同じく2021年3月期より、従来の短文式監査報告書が変更され、監査上の主要な検討事項（KAM）を記載することとなった。当ディスクロージャー分析レポートでは、これらの概要を確認するとともに、両者の関係性に触れた上で、2022年3月期の有価証券報告書における開示状況について調査を行った。

1. 見積り開示基準

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものである。その見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々であることから、当該金額が含まれる項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるかどうかを財務諸表利用者が理解することは困難である。そこで、見積り開示基準では、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（有利となる場合及び不利となる場合も含む）がある項目におけ

る会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報の開示を求めている（見積り開示基準第4項）。

開示する項目の識別の際には、翌年度の財務諸表に与える影響を、「影響の金額的大きさ及びその発生可能性を総合的に勘案して判断する」とされている（同第5項）。また、識別した見積り項目については、「当年度の財務諸表に計上した金額」及び「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」を記載することとされている（同第7項）。さらに、当該財務諸表利用者の理解に資する情報の例示として「当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法」、「当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」、「翌年度の財務諸表に与える影響」が挙げられている（同第8項）。

2. KAM（監査上の主要な検討事項）

KAM（監査上の主要な検討事項）とは、当年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項をいい（監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」第7項）、監査報告書において監査意見とは区分して監査の内容に関する情報を提供するものである。これにより従来の短文式監査報告書では行うことが出来なかった株主等に対する監査人からの

情報提供が充実し、ひいては会計監査の信頼性向上に資することが期待されている。

監査の過程で、監査人は多数の監査上の論点を検討することとなるが、とりわけ監査役等とコミュニケーションを行った事項のうち、監査人が特に注意を払った事項がKAMの記載事項となる。監査役等とコミュニケーションを行った事項の中からKAMを選定する際に考慮する事項としては、

- (1)監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に基づき決定された特別な検討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示が高いと評価された領域
 - (2)見積りの不確実性が高いと識別された会計上の見積りを含む、経営者の重要な判断を伴う財務諸表の領域に関連する監査人の重要な判断
 - (3)当年度に発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響
- などがある（同第8項）。

3.見積り開示基準とKAMの関係と事例分析

以上の通り、企業情報の開示の枠組みの中で見積り開示基準に従って会計上の見積りを開示する必要がある一方で、監査人は監査の過程で特に注意を払った事項について検討する必要がある、その検討項目には、見積りの不確実性が

高いと識別された会計上の見積りを含めた財務諸表の領域も含まれることから、KAMは、見積り開示基準に基づく開示と密接な関係があると考えられる。そこで、当レポートでは、見積り開示基準による企業の重要な会計上の見積り注記とKAMの記載状況の関係を調査するべく、事例分析を行った。

《調査方法》

JPX400（2023年1月末現在）の2022年3月期決算会社（202社）の有価証券報告書を対象として、（重要な会計上の見積り）注記（以下、見積り注記）と監査報告書のKAMの記載項目を確認した。

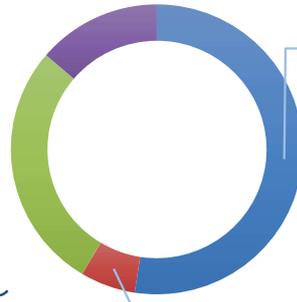
見積り注記にもKAMにも同じ項目が記載されているケース(A)、見積り注記はされていないがKAMには見積り項目の記載があるケース(B)、見積り注記はされているがKAMでは記載のないケース(C)、さらにKAMのみで記載されている項目のうち見積り項目ではないケース(D)に分類をしている。なお、Dに分類されるものは、「財務報告の主要科目に関連するIT統制の整備及び運用状況」や「収益認識（売上高の正確性及び期間配分の適切性）」など、会計上の見積り項目ではない事項がKAMに記載されているケースが該当する。

結果は次項の通りである。

		見積り注記	
		あり	なし
KAM	あり	A	B(見積り項目) D(見積り項目以外)
	なし	C	

見積り注記とKAMの関係

D.KAMあり(見積り項目以外)
14%



A. 見積り注記あり、KAMあり
52%

C. 見積り注記あり、KAMなし
28%

B. 見積り注記なし、KAMあり
6%

上表の通り、全体の半分以上が見積り注記項目とKAM記載事項が一致している。その次に割合として多いのが、見積り注記項目のみ記載がありKAMで記載がないケースとなっている。また、割合としては小さいものの、監査人がKAMとして記載した見積り項目で、見積り注記としては開示されていないケースも存在した。

おわりに

当レポートでは、見積り開示基準とKAMに記載の項目に着目してその関係を調査した。これらの項目間の関係性のみならず、記載に当たっては見積り注記とKAMの両方で項目が一致して

いたとしても、その記載の深度という観点では異なるケースがある。例えば、見積り注記では簡潔に書かれている内容が、KAMで記載される場合にはより詳細に記載される場合などが存在するが、見積り開示基準の開示目的が財務諸表利用者の理解に資する内容を開示することに照らして、開示内容を再考する必要があるかもしれない。さらに、重要な会計上の見積りにしても、KAMにしても每期同じとは限らず、状況に応じて変化しうるものであり、この点でも每期検討し、企業情報開示とその会計監査という両面から、投資家との建設的な対話に資するものになることを期待したい。

以上